

西南戦争150年に向けた南九州周遊プロモーション業務委託 に係る企画コンペ募集要領

1 目的

この要領は、令和9年に迎える西南戦争150年を契機として、「歴史×旅」を切り口に南九州3県への誘客を図るため、南九州周遊プロモーション事業を実施する。

2 事業（業務委託）の内容

「西南戦争150年に向けた南九州周遊プロモーション業務委託基本仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月17日（水）まで

4 委託料の上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※上記金額は、別添仕様書に明記した企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

※委託料の支払いは、委託業務完了後、精算払とする。

5 事務を担当する部局（問合せ先）

南九州広域観光ルート連絡協議会事務局

（熊本県観光文化部観光振興課国内観光推進室内（担当 岡本））

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話 096-333-2335

メール kankoshinko@pref.kumamoto.lg.jp

6 参加資格

本業務を実施する者は、企画提案から実施に至るまで高度な企画力や実行力等を有するとともに、業務に必要な手続き等を迅速かつ効率的に行える万全の体制を備えていることが求められることから、原則として次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第161号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県、鹿児島県及び熊本県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。
- (7) 仕様書の趣旨に則り、委託業務内容を遂行する能力を有するとともに、本事業の実施にあたって委託者と密接に連携できること。
- (8) 実施に必要なネットワークと情報、ノウハウを有していること。
- (9) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤と遂行体制を有すること。また、担当者を配置し、委託者との業務調整を円滑に行える体制が取れること。

7 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和8年6月29日（月） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和8年7月 3日（金）午後5時 |
| (3) 質問書への回答期限（県HP掲載） | 令和8年7月 8日（水） |
| (4) 参加申込書受付期限 | 令和8年7月 8日（水）午後5時 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年7月13日（月）午後5時 |
| (6) 書面審査 | 令和8年7月中旬予定 |
| (7) 審査結果通知 | 令和8年7月下旬予定 |
| (8) 業務委託契約締結 | 令和8年7月下旬予定 |

8 企画コンペ参加申込み

本企画コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領5の場所
- (2) 提出期限 令和8年7月8日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール（PDF形式）で提出すること。
なお、メール送付後は、必ず確認の電話を行うこと。

- (4) 提出書類
企画コンペ参加申込書（様式第1号）

- (5) その他

参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第2号）を持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

9 質問及び回答

(1) 質問

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第3号）を本要領5の担当課へ電子メール（PDF形式）にて提出すること。件名は、「西南戦争150年に向けた南九州周遊プロモーション業務委託の企画提案に係る質問」とする。

提出期限は令和8年7月3日（金）午後5時まで（必着）とする。なお、メール送付後は、必ず確認の電話を行うこと。

(2) 回答

令和8年7月8日（水）までに熊本県のホームページに掲載することをもって回答とする。なお、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした事業者のみ回答する。

10 企画提案書の作成及び提出書類

(1) 企画提案書

以下の①から⑤を1セットとし、提出すること。

① 企画提案書（様式第4号）

② 会社概要（様式第5号）

③ 企画書（様式任意、A4版）

- ・業務実施方針（コンセプト）
- ・委託業務実施体制
- ・業務スケジュール等

④ 参考見積書（様式任意・A4版）

宛名は「南九州広域観光ルート連絡協議会」とすること。見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。（企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。）

なお、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）

⑤ 業務実績（様式任意・A4版）

既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること。）

(2) 提出期限

令和8年7月13日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

①から⑤の書類を結合したPDF（1ファイル）を作成し、電子メールで提出すること。なお、メール送付後は、必ず確認の電話を行うこと。

(3) 作成にあたっての留意点

① 応募する企画書は1案に限る。

② 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

③ 仕様書に記載されていない追加提案は、そのことが分かるように記載すること。

11 審査

書類審査とし、提出された企画書について、最も優れた提案を1者選定する。

なお、審査は3県で構成する審査委員会で行い、審査基準は、「西南戦争150年に向けた南九州周遊プロモーション業務委託基本仕様書」及び別に定める審査要領による。選定結果については、採択・不採択にかかわらず、後日、メールで通知する。

【審査項目及び配点】

審査項目		審査内容	配点
1 基本事項	業務理解度	・本業務の目的を十分に理解した提案となっているか。 ・企画全体を通じて、南九州3県の魅力が十分に伝わる構成となっているか。	10
	類似業務の実績	・類似業務の履行実績があり、豊富な経験を有しているか。	5
2 企画内容	雑誌タイアップ	・選定した媒体（読者層・発行規模・旅行志向）が本事業のターゲットと合致しているか。 ・掲載量・誌面構成が3県の認知拡大に効果的であるか。 ・紹介方法に工夫があり、3県への来訪につながる導線が設計されているか。	30
	読者ツアー（代替案）	・ツアーの構成やストーリー性が十分で、3県の史跡・地域資源を効果的に活用しているか。 ・代替案を提示する場合、事業目的の達成に合理的に寄与する内容となっているか。 ・実施に必要な進行管理・体制（スタッフ・運営能力）が明確に示されているか。	30
3 事業実施	実施体制	・事業目的を達成するために必要なノウハウ・体制が確保されているか。	10
	計画性	・業務実施スケジュールが現実的で、事業期間内に無理なく遂行できる計画となっているか。	10
4 その他	経済性	・費用配分が妥当で、事業目的に沿った効率的な使途となっているか。 ・コストに対して十分な効果が見込める内容となっているか。	5
合 計			100

12 契約

(1) 上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を業務委託候補者として本業務委託に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、契約の手続きを行う。なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

(2) 契約締結の際は、熊本県会計規則第77条第1項の規定に準拠し、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

13 企画提案の無効等

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 関係書類に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、委託者の判断で審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (4) 2件以上の企画提案をした者
- (5) その他、指示した事項及び企画コンペに関する条件に違反したとき。

14 その他

- (1) 参加者が1者であっても、本企画コンペでの選定は実施する。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差替えを認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 企画提案に際し第三者との調整等を行う場合は、本企画コンペの結果、業務委託先として選定されない可能性があることを十分に説明したうえで、提案者の責任において対応すること。
- (6) 企画審査で最高位の評価を受けた者が参加要件を満たしていない場合は、契約を締結できない。この場合は、次点者と契約を締結するものとする。